

第140号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「100分の20」を「100分の25」に改める。

第2条の見出し中「、出納長」を削り、同条中「、出納長」を削り、「100分の15を」を「、副知事にあつては100分の20を、常勤の監査委員にあつては100分の18を、それぞれ」に改める。

第3条中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「100分の15」を「100分の18」に改める。

第4条中「100分の15」を「100分の18」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行し、この条例による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成20年4月分以後の給与について適用する。